

2025 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 P R O N I 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 柴 田 大 介
(コード番号：479A 東証グロース)
問い合わせ先 執行役員 経営企画部 部長 小 林 亮
TEL. 03-5475-5350

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に
伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 250,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未 定 (2025 年 12 月 5 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が募集
株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発 行 価 格 | 未 定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上
の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日ま
での価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2025 年 12 月 16 日 (火
曜日) (以下「発行価格等決定日」という。) に決定する) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備
金 に関する事項 | 増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の
引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出
される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果
1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと
する。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限
度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買
取引受けさせる。 |
| (6) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と
引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、
発行価格と同時に決定する。 |
| (7) 申 込 期 間 | 2025 年 12 月 17 日 (水曜日) から
2025 年 12 月 22 日 (月曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 払 込 期 日 | 2025 年 12 月 23 日 (火曜日) |
| (10) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 12 月 24 日 (水曜日) |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今
後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 下記 2. において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中
止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 引受人の買取引受による売出しの件

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項
分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 1,479,300 株
(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 JIC ベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組 合 270,100 株
	東京都港区海岸一丁目7番1号 株式会社リブセンス 234,800 株
	東京都品川区 栗山 規夫 227,200 株
	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビルディング ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合 164,400 株
	東京都文京区 柴田 大介 142,000 株
	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 MIC イノベーション5号投資事業有限責任組合 60,000 株
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵政キャピタル株式会社 60,000 株
	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号 Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合 52,500 株
	東京都中央区銀座六丁目7番18号 池森ベンチャーサポート合同会社 45,000 株
	東京都港区六本木一丁目6番1号 SBI 4 & 5 投資事業有限責任組合 30,000 株
	東京都港区赤坂五丁目3番1号 HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND 投資事業有限責任組合 30,000 株
	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズ MORI タワ ー35 階 UBV Fund- I Growth 投資事業有限責任組合 30,000 株
	東京都世田谷区 春田 真 18,000 株
	東京都港区 西野 孝明 16,600 株
	千葉県柏市 菅原 洋介 16,500 株
	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズ MORI タワ ー35 階 UBV Fund- I 投資事業有限責任組合 15,000 株
	東京都新宿区新小川町5番5号サンケンビル4階 株式会社アガルート 15,000 株
	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 NVCC 8 号投資事業有限責任組合 15,000 株
	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組 合

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項
 分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

	合	15,000 株
	東京都中央区日本橋二丁目 3 番 4 号 三菱 UFJ キャピタル 7 号投資事業有限責任組合	15,000 株
	千葉県流山市 林 光洋	7,200 株
(3)	売 出 価 格	未 定（発行価格等決定日に決定される予定） なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
(4)	売 出 方 法	売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、株式会社 SBI 証券、みずほ証券株式会社及び楽天証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。に全株式を買取引受けさせる。
(5)	引 受 人 の 対 価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記 1. における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。
(6)	申 込 期 間	上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
(7)	申 込 株 数 単 位	上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
(8)	株 式 受 渡 期 日	上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。
(9)	上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、本売出しも中止される。 なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

(1)	売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 259,300 株 なお売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。
(2)	売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社 259,300 株（上限）
(3)	売 出 価 格	未 定（発行価格等決定日に決定される予定） なお、上記 1. における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
(4)	売 出 方 法	売出価格による一般向けの売出しとする。
(5)	申 込 期 間	上記 1. における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
(6)	申 込 株 数 単 位	上記 1. における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
(7)	株 式 受 渡 期 日	上記 1. における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

- (8) 上記 1. の募集株式数又は上記 2. の売出株式数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における 1. の募集株式数と 2. の売出株式数との合計数の 15%となる数（100 株未満切り捨て）に読み替える。
- (9) 上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止された場合、又は上記 2. において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 当社普通株式 250,000 株

売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 1,479,300 株

② オーバーアロットメントによる売出し(*)

当社普通株式 上限 259,300 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 12 月 9 日(火曜日)から
2025 年 12 月 15 日(月曜日)まで

(3) 発 行 価 格 等 決 定 日 2025 年 12 月 16 日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申 込 期 間 2025 年 12 月 17 日(水曜日)から
2025 年 12 月 22 日(月曜日)まで

(5) 払 込 期 日 2025 年 12 月 23 日(火曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 12 月 24 日(水曜日)
(上 場 (売 買 開 始) 日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエーション」という。)を、2025 年 12 月 26 日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(株式受渡期日)から 2025 年 12 月 26 日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数	4,132,560 株
増 資 に よ る 増 加 株 式 数	250,000 株
増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数	4,382,560 株

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 422,500 千円については、①借入金の返済及び②人材の採用・育成費に充当する予定であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,730 円)を基礎として算出した見込額であります。

①借入金の返済

金融機関からの借入金の返済として 349,576 千円(2026 年 12 月期: 265,818 千円、2027 年 12 月期: 83,758 千円)を充当する予定であります。この新株の発行及び借入金の返済を通じて、上場企業としての財務体質及び経営基盤の安定化を図ります。

②人材の採用・育成費

当社が重点的にマッチングに取り組む DX 市場は、労働人口の減少や中小企業の人手不足・低生産性等を背景に、近年急速に拡大しております。この成長機会を確実に捉えるため、新株発行による手取金を、マッチングのための発注獲得やマッチング支援を担う人材、並びにマッチングの質を高める AI 関連人材の費用等に充当する予定です。具体的には、これらの人材の人件費や採用費として、72,924 千円(2026 年 12 月期: 72,924 千円)を充当する計画です。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、将来の事業展開及び財務体質の強化を図るために必要な内部留保の確保を優先する方針であり、これまで配当を実施しておりません。現時点では、当社の成長段階においては、事業基盤の拡充や人材投資など、今後の持続的な成長に向けた資金需要が見込まれていることから、原則として、当面はこれらへの投資を優先し、配当の実施は未定としております。

もっとも、株主への利益還元は重要な経営課題の一つであると認識しており、将来的には、経営成績、財務状況、キャッシュ・フローの状況、将来の事業計画の達成状況及び投資計画等を総合的に勘案のうえ、安定的かつ継続的な利益還元を実現できる財務基盤が整ったと判断した段階で、配当の実施を検討してまいります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、事業拡大のための人材採用や成長投資、並びに財務基盤の充実など、企業価値の向上につながる投資に充当する方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りつつ、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ありますが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
1 株当たり当期純損失	△1,940.41 円	△1,880.98 円	△654.47 円
1 株当たり配当額	—	—	—
(1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	—	—
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1 株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2022年12月期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純損失	△194.04円	△188.10円	△65.45円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	— (—)	— (—)	— (—)

5. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。